

〔研究ノート〕

ニュージーランド領トケラウの刑事司法

永田憲史

- 一、はじめに
- 二、概要
- 三、法状況
- 四、刑事裁判制度
- 五、刑事司法

一、はじめに

イギリス領ピートケアン (Pitcairn)、ニュージーランド領クック諸島 (Cook Islands)、ニューオウ (Niue) は構成⁽¹⁾、ニュージーランド領の自主行政 (self-administered) 地域であるトケラウ (Tokelau) の刑事司法制度を構成するものである。

今回、条文立つところ、南太平洋大学 (The University of the South Pacific) の人文科学及び法学部 (Faculty of Arts and Law) の法学科 (School of Law) の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所 (Pacific Islands Legal Information Institute; PacIIL) がマイクロネシア上で提供しているデータベース (PacIIL Databases)⁽²⁾ を利用した。

〔1〕 ニュージーランド領トケラウの刑事司法

二、概要

トケラウ⁽³⁾は、クック諸島の西方にあり、北のキリバス共和国 (Republic of Kiribati)、西のツバル (Tuvalu)、南のサモア独立国 (Independent State of Samoa) ハトメリカ合衆国領サモア (American Samoa) に囲まれた、アタフー (Atafu)、マーカノー (Nukunono)、ファカオーフォー (Fakaofo) の三つの島からなるニュージーランドの自主行政地域である。面積は約一〇平方キロメートルで、人口は約一四〇〇人である。人口の約一倍以上のトケラウ出身者がニュージーランドなどに暮らしている。

中心都市はアタフーである。

歴史を紐解くと、この地域には、遅くとも紀元後一〇〇〇年頃には、サモア方面から人々が到達したとされる。ヨーロッパ人が初めてトケラウの島々を確認したのは、一七六五年のことであり、一九世紀後半になるとプロテスタントの布教団が進出した。

イギリスは、太平洋諸島民保護法 (Pacific Islanders Protection Acts) と海外支配法 (Foreign Jurisdiction Acts) に基づき、一八七七年から実効支配を始め、一八八九年には正式に保護領とした。一九一六年に今日のキリバス共和国とツバルにあたるギルバーム諸島 (Gilbert Islands) 及びエリス諸島 (Ellice Islands) 植民地に編入されたものの、一九二五年には分離された。一九二六年、行政権がニュージーランドに委譲され、立法権は、ニュージーランドの支配下にあつた西サモア統治官 (Administrator of Western Samoa) に委託された。

一九四六年、ニュージーランドが統治する非独立地域として、国際連合の非自治領 (non-self-governing territory) のリストに含められた。その後、ニュージーランドの一九四八年トケラウ法 (Tokelau Act 1948)⁽⁴⁾ によれば、一九四九年七月一日ハーバーハムの一部となり、独立した立法権や行政権を有しないことが明文化された。一九六一年になれば、ニュージーランドの同意を得て、植民地諸国及び人民に対する独立付与に関する国際連合宣言 (United Nations Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples) による監督される地域のリストに含められた。一九八〇年、トケラウ周辺のニュージーランドと

メリカ合衆国領サモアとの境界を定めるトケヘガ条約 (Treaty of Tokehaga) が署名された。一九八一年、三島各自で選挙により選出された代表者の会議であるジェネラル・フォノ (General Fono) が明文化され、立法と財政を与ることとなつた。行政機能は、三つの島の各々の村の村議会 (Village Council) 議長、すなわち長老であるファイピューレ (Faipule) と、各々の村の役人であるピュレヌク (Pulenuku) の計六名からなるトケラウ政府準備委員会 (Council for the Ongoing Government of Tokelau) が担つてゐる。憲法の起草と自治政府の設立を目指しておらず、一九〇六年に住民投票が行なわれたが、ニュージーランドによるもののが選択された。リバーハーラムから独立していないため、国家元首はイギリスのエリザベス二世 (Queen Elizabeth II) やある、総督 (Governor General) がリバーハーラム総督である。

III、法 状 況

法源として⁽⁶⁾、第一に、ニュージーランド議会で制定されたトケラウで適用される制定法がある。中核となつてゐるのは、ニュージーランドの一九四八年トケラウ法であり、事实上、トケラウの憲法に近い。

第二に、ニュージーランドで制定された規則 (regulation) がある。規則には、トケラウのために特別に制定される規則と、他地域で適用される法令をトケラウで適用するための規則の二類型がある。

第三に、トケラウがニュージーランドの一部とされた時点で有効であった法令がある。おひやく、事实上、大半は機能していないとされる。

第四に、コモン・ロー (common law) がある。ニュージーランドが植民地となつた一八四〇年一月二十四日にイングランドで有効であった法令がこれにあたる。

第五に、三つの島の各々の村で長老たるファイピューレが定めた村令 (rule) がある。この立法権限は、一九八六年トケラウ村落共同体規則 (Tokelau Village Incorporation Regulations 1986) によつて認められてゐる。

1) ニュージーランド領トケラウの刑事司法

第六に、慣習法がある。トケラウでは、慣習の持つ意味は大きいとされる。トケラウには法曹に関する規定ではなく、法曹として活動している者はいない。国際連合の財政支援を受け、トケラウ法プロジェクト (Tokelau Law Project) が立法支援などを行なっている。

四、刑事裁判制度

刑事裁判は、従来、村裁判所 (Village Court)、リューシーランズの高等裁判所 (High Court)、リューシーランズの上訴裁判所 (Court of Appeal) の三審制であった。⁽⁷⁾しかし、多くの事件が長老会議であるタウブレガ (Taupulega) に取り扱われ、法定の刑事裁判制度が利用されることは少なかったため、トケラウの実情に合わせて、二〇〇三年犯罪、手続及び証拠規則 (Crime, Procedure and Evidence Rules 2003)⁽⁸⁾により、以下のように大きく改正された。

通常第一審とされるのが、委員裁判所 (Commissioner's court) である。三島々に置かれている。村の長老たるファイピューレが委員 (Commissioner) として審理する。また、長老会議であるタウブレガの構成員を在席させることができる。法定刑が三年以下の拘禁刑 (imprisonment) 又は一五〇ニューハーランドドル (NZD) (約二二〇〇〇円)、一 NZD 八〇円で換算。以下同じ) 以下の罰金刑 (fine) とされる犯罪に関わる事件と、法定刑が一年以下の拘禁刑又は一五〇 NZD (約二二〇〇〇円) を超える罰金刑とされてくる犯罪で委員が審理する裁判所を指示しなかった事件に関わる事件の管轄を有する。委員裁判所では、一年以下の拘禁刑、一〇〇〇 NZD (約八万円) 以下の罰金刑、社会奉仕作業 (community work)、犯罪被害者の損失又は損害に対する一五〇 NZD (約二二〇〇〇円) 以下の被害弁償の支払 (payment of compensation)、犯罪の目的たる財産の原状回復 (restoration to its original condition)、窃取した金銭の返還 (repayment)、財産没収 (forfeit)、犯罪に関連した資格などの取消し、譴責 (reprimand) などが刑事制裁として科される。⁽⁹⁾

委員裁判所の一部の軽微事件の上訴審を行なうのが、上訴委員会 (appeal committee) である。上訴委員会はタウブレガが任命

した三人以上の上訴委員で構成される。上訴委員会の判断にさらに上訴することはできない。

上訴委員会で審理されない非輕微事件についての委員裁判所の上訴審と、委員裁判所の管轄外の事件に関する第一審を行なうのが、高等裁判所 (High Court) である。⁽¹¹⁾ 高等裁判所判事が一人で審理を行なう。トケラウ外に設置される」ともあり、その場合、被告人は移送される。

高等裁判所からの上訴審を行なうのが、ニュージーランドの上訴裁判所 (Court of Appeal) ⁽¹²⁾ である。ニュージーランド人の判事が審理を行なう。

五、刑　事　法

一九六六年ニウエ法を範にして作られた一九七五年トケラウ犯罪規則 (Tokelau Crime Regulations 1975) が刑事法の中核である。⁽¹³⁾ もうとも、トケラウでは、前述のように、長老会議であるタウブレガにおいて、紛争が取扱われる」とが多く、この規則が適用されることには少なかつた。

一九七五年トケラウ犯罪規則は、欧米型の標準的な刑事法と言えるが、トケラウの道徳や慣習を取り込んだものではない。そりで、一九八五年に立法議会にあたるジエネラル・フォノは、包括的な刑事法である犯罪、手続及び証拠規則 (Crime, Procedure and Evidence Regulations) の草案を作成した。この法案は、一〇〇三年犯罪、手続及び証拠規則として結実した。そりでは、未婚者との性行為を犯罪としている。⁽¹⁴⁾ また、魔術 (witchcraft) や占いを行なうも犯罪とされている。⁽¹⁵⁾ また、刑事制裁に関して、拘禁刑や罰金刑を社会奉仕作業に代替できると規定されている。⁽¹⁶⁾ 拘禁刑が科された場合、ニュージーランドの刑務所 (prison) で服役させられることがある。

- (1) 披露「イギリス領ピトケアンの刑事司法」関西大学法学論集五七巻一号 (一〇〇七) 一七二頁以下、同「ニュージーランド領クック諸島の刑事司法」関西大学法学論集五七巻二号 (一〇〇七) 九九頁以下、同「ニュージーランド領ニウエの刑事」
ニュージーランド領トケラウの刑事司法

「闕法」 関西大学法学論集五八卷1号 (1100頁) 110頁以下。

(2) <http://pacli.org.vu/>. “ルーキー・チャーチ” <http://www.pacli.org/>.

(3) 最新の数値だ。アメリカ合衆国の中核捜査局 (Central Intelligence Agency; CIA) の世界の現状資料 (The World Factbook) 12468. <http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/tl.html>.

(4) 謂ふべき Angelo, A., Tokelau, In : Nuttall, M. A. (General Ed), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 296, 296-298 ; トマス・ヒューバート・ヒル著・浅香由幹訳「マケトナリ歴史——田代・山本」非植民地化。太平洋の小地域の経験と課題」八九二八一〇七八号 (一九九五) 九四頁以下。

(5) 1948 No 24 (NZ).

(6) 謂ふべき Angelo, *supra* note 4, at 298-299.

(7) 謂ふべき Angelo, *supra* note 4, at 301, 307 ; Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law Second edition* (Routledge-Cavendish, 2007), pp. 375-377.

(8) ss 83, 84, 112 Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.

(9) s. 136 (4)-(6) Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.

(10) s. 140 Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.

(11) ss 129, 135, 141 Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.

(12) s. 4 Tokelau Amendment Act 1986 (NZ) (1986 No 31).

(13) 謂ふべき Angelo, *supra* note 4, at 307.

(14) s. 22 Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.

(15) s. 65 Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.

(16) s. 136 (2), SCHEDEULE 3 Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.

(17) s. 141 Crime, Procedure and Evidence Rules 2003.